

豊後大野市創業支援等事業計画（関係人口交流拠点施設に関する事項抜粋版）

【事業名】豊後大野市関係人口交流拠点施設が行う創業スクール

（１）創業支援等事業の内容

① 創業支援マネージャー及び外部メンター等による相談支援

- 豊後大野市関係人口交流拠点施設に創業支援マネージャーを１名以上、週５日以上配置し、創業支援等に係る日常的な相談業務（目標の明確化、現状把握、行動計画立案、メンタルサポート等）や高度・専門的な指導を行う。
- 外部メンター等については、月に４回以上拠点施設に訪問し相談業務を行う出張メンターや、月に４回以上オンライン上で相談業務を行うオンラインメンターを配置し、ビジネスや経営に関して多角的に課題の改善、税務、商品・サービスのマーケティング、人脈作りなど多岐にわたって高度・専門的な創業支援を行う。
- 創業支援マネージャーと外部メンター等は随時情報交換等の連携を図り、効果的な支援につなげる。
- 市関係課や市商工会、関係機関、事業者等とのマッチングなど必要なサポートを行う。
- 相談業務以外にも、創業イベントや創業セミナー等の企画運営等を横断的に行う。

② 出張メンターによる創業支援業務（※外部メンターが行う特定創業支援等事業、仕様書 P.12）

- 豊後大野市関係人口交流拠点施設において、高度・専門的な創業支援を行う出張メンターが、原則１か月以上の期間をかけて４回以上の経営指導を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識を習得することのできる事業を「特定創業支援等事業」とする。

③ 創業イベント

- 市における創業・起業・事業承継等の機運を生み出すため、各分野の専門性の高い起業家等を招聘して、年３回程度の講演会等を豊後大野市関係人口交流拠点施設において実施する。
- 本市の課題である空き家対策に特化したイベントとして、民泊や店舗などに空き家を活用した事例紹介や空き家を活用した空き家等利活用ワークショップを実施する。

④ 創業セミナー（※特定創業支援等事業に位置付けするセミナー、仕様書 P.13）

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画認定市町村の特定創業支援等事業として、必要な要件を満たし、グループディスカッション等により、創業プロセスを実践できるようなカリキュラムとする「cocomio ローカルビジネススクール」を１ヶ月以上の期間、豊後大野市関係人口交流拠点施設で実施する。
- 受講対象者は本市内外の創業希望者で本市において創業を希望する者を対象とし、創業セミナーのみの参加や既に相談支援を受けている者等とする。
- 市担当課や市商工会、大分県産業創造機構（おおいたスタートアップセンター）等の関係機関と連携を取りながら、カリキュラム等の策定及び実施を行う。
- 本市に在住又は本市で開業する（予定含む）者で、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つの知識が身につくカリキュラムを各１回以上受講し、知識の習得が十分であると施設職員が認めた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、豊後大野市が証明書を発行する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ① 創業相談の窓口として、まず、創業支援マネージャーによる目標の明確化や現状把握等のメンタリングを実施。そこから、本施設が実施する創業セミナーへの参加や市商工会等の関係機関とのマッチングを行う。また、より具体的かつ専門的な相談が必要な場合は、ビジネスや経営に関する知識や実績を持つ外部メンター等による指導を実施し、創業実現に向けた支援体制を確立する。
- ② 本市は、創業支援機関紹介窓口に来た相談者に本事業を紹介するほか、市報、市ホームページ等において広報し、本事業の活用を促す。
- ③ 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに本市に提出する。
- ④ 認定された創業者については、その後の状況について管理できるよう関係書類を保存し、必要に応じて創業者への確認を行う。
- ⑤ 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

※ 本事業計画は令和8年9月25日時点の内容となります。令和9年4月1日までに、令和8年9月25日公表の「関係人口交流拠点施設管理運営等業務仕様書」の内容に則した計画へ変更する予定です。

※ 外部メンターによる特定創業支援等事業、および特定創業支援等事業に位置付けする創業セミナーの内容については、現行の事業計画からの変更はありません。